

第373回（定例）県議会提出予定議案件名一覧

（条例案件）

- 1 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 2 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例
- 3 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 インターネット上の^{ひぼう}誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例
- 5 兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例
- 6 ひょうご防災減災推進条例の一部を改正する条例
- 7 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（事件決議案件）

- 1 当せん金付証票の発売
- 2 フェニックス事業用地B－1 ブロックの処分
- 3 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（西工区）請負契約の変更
- 4 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期居組トンネル（仮称）建設工事請負契約の変更
- 5 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル（仮称）建設工事請負契約の変更
- 6 上湊川高層住宅高層住宅耐震等改修建築工事請負契約の変更
- 7 兵庫県立但馬地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外機械設備工事請負契約の変更
- 8 妻鹿漁港大型浮桟橋製作・据付工事（その1）請負契約の締結
- 9 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第1・第2トンネル（仮称）建設工事請負契約の締結
- 10 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期栎谷高架橋（仮称）上部工事請負契約の締結
- 11 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立東播磨生活創造センター）
- 12 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立丹波の森公苑）
- 13 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立文化体育館）
- 14 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立神戸西テニスコート）
- 15 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立武道館）
- 16 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立但馬長寿の郷）
- 17 公の施設の指定管理者の指定（ひょうご環境体験館）
- 18 公の施設の指定管理者の指定（姫路港網干沖小型船舶係留施設）
- 19 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立一庫公園）
- 20 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立有馬富士公園）
- 21 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立尼崎の森中央緑地（スポーツ健康増進施設を除く））
- 22 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立丹波並木道中央公園）
- 23 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立奥猪名健康の郷）
- 24 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立円山川公苑）

（専決処分承認案件）

- 1 和解及び損害賠償額の決定

令 和 7 年 12 月 (定 例)

第373回兵庫県議会提出議案関係資料（その1）

(条 例 等 関 係)

兵 庫 県

目 次

| | |
|-------------|----|
| 總 務 関 係 | 3 |
| 健 康 福 祉 関 係 | 15 |
| 農 政 環 境 関 係 | 16 |
| 建 設 関 係 | 18 |
| 文 教 関 係 | 28 |

総務関係

第105号議案 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

政党助成法の一部改正により、何人も都道府県の選挙管理委員会に対して支部報告書及び支部総括文書並びに監査意見書の写しの交付を請求することができることとされることに伴い、当該写しの交付に係る手数料について所要の整備を行う。

2 制定の概要

政党助成法に関する手数料として、次のとおり定める（別表第4関係）。

| 名称 | 事務の区分 | 金額 |
|-----------------|---------------------------------------|----------------|
| 支部報告書等の写しの交付手数料 | 政党助成法の規定に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書の写しの交付 | 用紙1枚につき 10円 |

3 施行期日

令和8年1月1日

第106号議案 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

住民基本台帳法（以下「法」という。）の一部改正により、法に規定する本人確認情報等を提供し、又は利用することができる事務（以下「法定事務」という。）が追加されたことに伴い、本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例で定める本人確認情報等を提供し、又は利用することができる事務から法定事務と重複する事務を削除する等所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 法において知事が本人確認情報等を利用することが認められている条例で定める事務から、次に掲げる事務を削除する（別表第2関係）。
 - ア 採石法による採石業者の登録又は当該登録に係る登録事項の変更の届出に関する事務
 - イ 砂利採取法による砂利採取業者の登録又は当該登録に係る登録事項の変更の届出に関する事務
 - ウ 遊漁船業の適正化に関する法律による遊漁船業者の登録、当該登録の更新又は当該登録に係る登録事項の変更の届出に関する事務
- (2) 法において知事が知事以外の執行機関に本人確認情報等を提供することが認められている条例で定める事務から、提供先を監査委員とする地方自治法による住民監査請求に関する事務を削除する（別表第3関係）。
- (3) 土地改良法の引用条文を改める（別表第2関係）。

3 施行期日

公布の日

第108号議案 インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止 に関する条例

第1 制定の理由

- 1 インターネットを利用して相互に交流を図ることができるサービス等の普及により、私たちは自らの意見を自由に発信し、多くの人々とコミュニケーションを図り、情報を共有することができるようになった。その一方で、インターネット上の誹謗中傷、プライバシーを侵害する情報、差別的言動等の発信及び拡散による人権侵害が跡を絶たず、深刻な社会問題となっている。
- 2 他者をおとしめ、傷つける行為は、いかなる場合であっても許されるものではない。私たち一人一人がこの認識の下に、誰もがインターネット上の人権侵害の被害を受け、又は生じさせてしまうことのないよう、インターネットの利用に関するリテラシーの向上を図り、表現の自由等に配慮しつつ、社会全体でインターネット上の人権侵害の防止に取り組むとともに、人権侵害による被害を受けた者に対する支援を行う必要がある。
- 3 ここに、インターネット上の人権侵害に関し、県、県民、事業者及び市町の責務を明らかにするとともに、県が実施する基本的施策を定めることで、人権侵害を許さない、全ての人の人権が尊重される社会を実現するため、この条例を制定する。

第2 制定の概要

1 定義（第1条関係）

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

- (1) 「人種等の属性」とは、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向（性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に規定する性的指向をいう。）、ジェンダー・アイデンティティ（同法に規定するジェンダー・アイデンティティをいう。）その他の属性をいう。
- (2) 「人権侵害情報」とは、次に掲げるものを含む情報その他の情報であって、当該情報が流通することで他人の権利を侵害すると認められるものをいう。
 - ア 誹謗中傷
 - イ 通常他人に知られたくない個人に関する事項であって、特定の個人を識別することができると認められるもの
 - ウ 人種等の属性を理由とした不当な差別的取扱いを助長し、若しくは誘発すると認められる言動又は侮辱（以下「不当な差別」という。）
- (3) 「人権侵害行為」とは、特定電気通信（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（以下「法」という。）に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。）により人権侵害情報を流通させることをいう。

2 県の責務（第2条関係）

県は、国及び市町との連携を図りつつ、人権侵害行為の防止に関する施策及び人権侵害行為により被害を受けたとする者（以下「被害者」という。）の支援に関する施策（以下「人権侵害行為防止・被害者支援施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

3 県民の責務（第3条関係）

県民は、人権侵害行為は許されないものであるとの認識を深め、これを行わないようになるとともに、国、県及び市町が実施する人権侵害行為防止・被害者支援施策に協力するよう努めなければならないものとする。

4 事業者の責務（第4条関係）

事業者は、人権侵害行為の防止及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、国、県及び市町が実施する人権侵害行為防止・被害者支援施策に協力するよう努めなければならないものとする。

5 市町の責務（第5条関係）

市町は、国及び県との連携を図りつつ、その地域の実情に応じ、人権侵害行為防止・被害者支援施策を策定し、及び実施するよう努めなければならないものとする。

6 啓発等（第6条関係）

県は、県民及び事業者の人権尊重の理念に対する理解の促進及び特定電気通信の利用に関するリテラシーの向上を図るため、人権侵害行為の防止に関する啓発、教育その他必要な施策を実施するものとする。

7 相談及び支援（第7条関係）

県は、被害者の心理的負担の軽減等を図るため、人権侵害行為に関する相談体制を整備するとともに、必要に応じて、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 特定電気通信役務提供者（法に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）に対して特定電気通信により流通する人権侵害情報を削除する措置（以下「削除措置」という。）を講ずるよう申出を行う方法その他の必要な情報の提供及び助言
- (2) 相談の内容に応じた専門的な知識又は技能を有する者の紹介
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、被害者の心理的負担の軽減等を図るために必要な支援

8 人権侵害情報のモニタリング等（第8条関係）

- (1) 県は、特定電気通信により流通する人権侵害情報（不当な差別が含まれるものに限る。 (2)及び9において同じ。）であって、集団（特定個人（県内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。以下同じ。）により構成される集団をいう。以下同じ。）又は県内の特定の地域に関するものがないかどうかについて、モニタリングその他の必要な措置を講ずることができるものとする。
- (2) 県は、(1)の措置により人権侵害情報が特定電気通信により流通していることを把握した場合であって、必要があると認めるときは、国、市町、特定電気通信役務提供者その他関係機関に

対し、情報提供その他必要な措置を講ずることができるものとする。

9 削除措置の要請（第9条関係）

知事は、次に掲げる場合には、特定電気通信役務提供者に対し、削除措置を講ずるよう要請することができるものとする。

(1) 特定個人若しくは集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報が特定電気通信により流通していることが明らかであり、その流通によって自己の権利を侵害されたとする者からの申出があった場合（当該者が特定電気通信役務提供者に対し、削除措置を講ずるよう申出を行つてもなお当該申出に係る削除措置が講じられていない場合に限る。）

(2) 8(1)の措置により集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報が特定電気通信により流通していることを把握した場合

10 指導又は助言（第10条関係）

(1) 知事は、9の要請を行つてもなお削除措置が講じられていない場合で、人権侵害行為を行つた者が明らかであり、必要があると認めるときは、当該者に対し、必要な指導又は助言を行うことができるものとする。

(2) 知事は、(1)の指導又は助言を行おうとするときは、あらかじめ、当該人権侵害行為を行つた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

11 削除措置の要請等の基準（第11条関係）

(1) 知事は、9の要請及び10(1)の指導又は助言については、別に定める基準に基づき行うものとする。

(2) 知事は、(1)の基準を定めるに当たっては、表現の自由その他の国民の権利を不当に侵害しないように留意するものとする。

(3) 知事は、(1)の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

12 削除措置の要請等の状況の公表（第12条関係）

知事は、毎年度1回、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 9の削除措置の要請に係る前年度における実施状況

(2) 10(1)の指導又は助言に係る前年度における実施状況

(3) その他知事が必要と認める事項

13 行財政上の措置等（第13条関係）

県は、人権侵害行為防止・被害者支援施策を推進するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 施行期日

令和8年1月1日

第109号議案 兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

南海トラフ地震の被害想定の発表、自然災害の激甚化及び頻発化、被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援制度の拡充その他の兵庫県住宅再建共済制度（以下「共済制度」という。）を取り巻く環境の変化を踏まえ、更なる共済制度の安定性及び信頼性の確保等を図るため、共済制度の運営を委託する公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「共済基金」という。）が金融機関から資金の貸付けを受けた場合における県による当該金融機関への損失補償に係る規定を削除するとともに、大規模な自然災害が発生した場合に給付する共済給付金の総額に上限を設ける等所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 共済負担金の額を減額することができる場合から、共済制度に加入しようとする者が複数の共済期間について一括して共済負担金を納付する場合を削除する（第6条関係）。
- (2) 引用する法律の名称を改め、「対象マンションの建替団体」の名称を「対象マンションの再生団体」に改めるとともに、規定の整備を行う（第9条の2関係）。
- (3) この条例の制定により給付されることとなる共済給付金の総額が、限度額（同条例の規定により共済基金に積み立てられた額（以下「積立額」という。）を限度として、将来自然災害が発生した場合における共済給付金の給付に要すると見込まれる額その他の事情を考慮して知事が定める方法により算定した額をいう。以下同じ。）を超えると見込まれるときは、当該共済給付金の総額が限度額から積立額までの範囲内となるよう、知事が定めるところにより、共済給付金を給付するものとする（第9条の4関係）。
- (4) 共済基金が、共済給付金の給付に充てるため、金融機関から資金の貸付けを受けた場合において、当該金融機関に損失が生じたときは、県が当該金融機関に対してその損失を補償し、共済基金が当該補償に係る額を県に支払う旨の規定を削除する（第14条関係）。
- (5) その他規定の整備を行う（第15条関係）。

3 施行期日等

- (1) 施行期日

令和8年4月1日

- (2) 経過措置

2 (1)に伴う必要な経過措置を定める。

第110号議案 ひょうご防災減災推進条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

阪神・淡路大震災から30年が経過し、その経験と教訓の風化が懸念されること等から、その経験と教訓を世代や地域を超えて繋いでいくことを明確化する等所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 県及び県民等の取組として、阪神・淡路大震災の経験と教訓を世代や地域を超えて継承していくことを明確化する（前文、第2条及び第6条関係）。
- (2) 県は、消防団及び自主防災組織等の地域における防災減災の取組に関する県民の理解及び参画を促進する事業に取り組むものとする（第2条関係）。
- (3) 市町は、消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律に規定する消防団員の待遇の改善、消防団の装備の改善その他の消防団の強化に関する事業に取り組むものとする（第3条関係）。
- (4) 消防団は、消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、地域防災力の中心として、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応するとともに、自主防災組織等の教育訓練その他の地域における防災体制の強化に取り組むものとする（第5条関係）。
- (5) その他規定の整備を行う（第2条、第3条及び第5条関係）。

3 施行期日

公布の日

第112号議案 当せん金付証票の発売

当せん金付証票（宝くじ）の令和8年度の発売金額を次の範囲内としようとする。

発売金額 35,000,000千円

第122～126号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

| 名 称 | 指 定 管 理 者 | 指 定 の 期 間 |
|---|--|----------------------------|
| 兵庫県立東播磨生活創造センター | 加古川市加古川町寺家町363-4 かわのまちビルディング2階 特定非営利活動法人シミンズシーズ 代表理事 阪口 努 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| 〔指定理由〕 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が思いを言葉にし、行動につなげることができる交流の場や仲間づくり等、県民の「やってみたい」をキーワードとしたスマールステップを後押しする取組が施設の設置目的に合致している。 ・市民活動の中間支援組織として20年余りの活動の蓄積があり、そのネットワークを生かした教育機会の提供、人材育成、情報発信等により、当施設の利用促進が見込まれる。 ・キャッシュレス決済やスタッフのリモートワークなど、時代の変化に対応した具体的な運営手法が示されている。また、自主事業による収入増加策にも具体性があり、安定した管理運営が期待できる。 | | |
| 兵庫県立丹波の森公園 | 養父市八鹿町八鹿113番地の1 全但バス株式会社 代表取締役 村上 宣人 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| 〔指定理由〕 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習に関して、他の指定管理施設との連携や、交通事業者の特長・ネットワークを生かした学習カリキュラムの提案があり、学びの充実が期待できる。 ・職員配置が手厚く、休日、夜間についても一定の人員配置を計画するなど、質の高い管理運営体制による利用者の満足度向上が期待できる。 ・バスの活用やグループ会社との連携により、広域での広報活動が可能との提案があり、広報強化による集客が期待できる。 | | |
| 兵庫県立文化体育館 | 東京都品川区東品川四丁目10番1号 ひょうごスポーツYELLグループ (代表者) コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 室田 健志 (構成員) 国際ライフパートナー株式会社 代表取締役 荒谷 明彦 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |

| 名 称 | 指 定 管 理 者 | 指定の期間 |
|---------------|--|----------------------------|
| [指定理由] | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・県の施策や地域の特性に即した事業提案が行われているだけでなく、TOKIWAウェルネススタジオの設置など、新たな施設整備による取組を実施する姿勢が、非常に評価できる。 ・施設の現状課題を詳細に分析し、①WEB申込・決済など利用しやすい環境・サービスの提供や、②子どもや女性向けの運動実施率向上を図る取組など、課題解決に向けた具体的な施策を示した提案内容となっており、戦略的かつ効果的な施設運営が期待できる。 ・代表企業が、全国各地で公共スポーツ施設の管理運営実績を有しているだけでなく、構成企業についても、多数の文化施設の運営をはじめ、地域事業における豊富な経験を有しております、それぞれの強みとノウハウを融合した連携体制により、効率的な事業運営が期待できる。 | |
| 兵庫県立神戸西テニスコート | 神戸市長田区若松町二丁目1番3号 株式会社ITC 代表取締役 中村 久仁子 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| [指定理由] | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・テニスの普及振興に留まることなく、施設運営を通じて、県民のスポーツ実施率の向上や、部活動の地域展開に向けた支援など、県の施策に即した事業提案が行われており、今後の事業展開に大きな期待がもてる。 ・独自の施設予約システムの活用によって、貸コートの稼働率向上を図るとともに、テニススクールなどの自主事業についても積極的に実施することで、貸コート事業と自主事業の両立を図り、利用者及び利用料金収入のさらなる増加が期待できる。 ・県内で複数の公共テニスコートを運営しているだけでなく、テニスの競技団体との連携を通じて、テニスコートの運営や関連事業に関する豊富なノウハウを蓄積しており、効果的で持続可能な事業運営が期待できる。 | |
| 兵庫県立武道館 | 東京都品川区東品川四丁目10番1号 ひょうごスポーツYELLグループ (代表者) コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 室田 健志 (構成員) 国際ライフパートナー株式会社 代表取締役 荒谷 明彦 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| [指定理由] | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・武道の歴史的・文化的価値の継承に積極的に取組む姿勢に加え、パラスポーツの実施やトレーニング機器のリニューアルなど、武道以外の来館者の増加を視野に入れた創意工夫に富んだ提案がなされており、付加価値の高い多様な事業展開が期待できる。 | |

| 名 称 | 指 定 管 理 者 | 指定の期間 |
|-----|--|-------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・2026年開館予定のひめじスーパーアリーナとの合同イベントの開催など、施設特性にあわせた具体的な事業展開が明確に示されており、今後の施設運営に大きな期待がもてる。 ・代表企業及び構成企業は、全国各地で公共スポーツ施設の管理運営実績を有しており、それぞれの豊富なノウハウと専門性を活かした柔軟かつ効率的な管理運営が期待できる。 | |

健 康 福 祉 関 係

第127号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

| 名 称 | 指 定 管 理 者 | 指 定 の 期 間 |
|--|---|----------------------------|
| 兵庫県立但馬長寿の 郷 | 養父市丹戸896番地2 株式会社MEリゾート但馬 代表取締役 一ノ本 智毅 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| 〔指定理由〕 | | |
| <ul style="list-style-type: none">・施設の設置方針である「県民が心身ともに健やかに生きがいを持って暮らし、真に長寿を享受できる、県、市町、県民等の協働による豊かな地域社会の形成に資する」の趣旨を理解するとともに、宿泊施設の利用促進等への取組に意欲的である。・高齢者をはじめ幅広い年代に向けた自主事業の計画、近隣を含め複数の宿泊施設等類似施設の運営や指定管理で培ったノウハウを活かした接客等の実施及び利用者ニーズの把握などの取組が期待できる。・本社事務所内に危機管理センターを設置するとともに危機管理マニュアルの策定による緊急時の体制整備がされている。 | | |

農政環境関係

第119号議案 妻鹿漁港大型浮桟橋製作・据付工事（その1）請負契約の締結

めがぎょこうおおがたうきんぱし
妻鹿漁港大型浮桟橋製作・据付工事（その1）に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

妻鹿漁港大型浮桟橋製作・据付工事（その1）

2 契約金額

1,240,800,000円

3 契約の相手方

大阪市西区鞠本町1丁目5番15号

三井住友建設鉄構・澤西建設特別共同企業体

(代表者)

三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社 西部営業部

部長 宇山 直秀

(構成員)

澤西建設株式会社

代表取締役 澤西 龍太

4 工事の概要

(1) 施工場所

姫路市白浜町

(2) 工事内容

大型浮桟橋：N=1基 (66m×21m)

連絡橋：N=1基 (12m×5.6m)

(3) 工期

令和10年3月25日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（事後審査型）

(2) 入札参加者数

1者

(3) 最低入札金額

1,240,800,000円

(4) 最高入札金額

1,240,800,000円

第128号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

| 名 称 | 指 定 管 理 者 | 指定の期間 |
|---|---|----------------------------|
| ひょうご環境体験館 | 神戸市須磨区行平町3丁目1番18号 公益財団法人ひょうご環境創造協会 理事長 菅 範昭 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| 〔指定理由〕 | | |
| <ul style="list-style-type: none">・本県の環境学習拠点施設として、多様な体験型学習プログラムの提供をはじめ、デジタルツールの活用による新たな取組も検討しており、来館者の増に向けた展開が期待できる。・協会本部のサポート体制のもと、スタッフやサポーターのスキルアップに向けた研修等の充実が提案されており、利用者の満足度向上に資することが期待される。・現行の指定管理者として良好な管理運営実績があり、蓄積してきたノウハウやネットワークを活かした効率的な管理運営が見込まれる。 | | |

建 設 関 係

第113号議案 フェニックス事業用地B－1ブロックの処分

フェニックス事業用地B－1ブロックを、次のとおり処分しようとする。

1 処分しようとする物件の表示

土 地 尼崎市船出28番2 外7筆

面 積 33,898.27平方メートル

2 処分予定価格

3,410,000,000円

3 処分の相手方

尼崎市長洲東通一丁目1番1号

ヤンマーパワーソリューション株式会社

代表取締役社長 廣瀬 まさる

第114号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（西工区）請負契約の変更

第369回兵庫県議会において議決のあった、第147号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（西工区）に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（西工区）

2 契約金額の変更

| すでに議決のあった金額 | 今回変更しようとする金額 | 増額 |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 7,379,482,000円 | 7,402,754,700円 | 23,272,700円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |
| 670,862,000円 | 672,977,700円 | 2,115,700円 |

3 契約の相手方

神戸市中央区小野柄通3丁目2番22号
三井住友・広築・大給特別共同企業体

(代表者)

三井住友建設株式会社神戸営業所
所長 青木 良道

(構成員)

・株式会社広築
代表取締役社長 中林 康
・株式会社大給組
代表取締役 大給 文子

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

いぐみ
第115号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期居組トンネル（仮称）建設工事請
負契約の変更

第369回兵庫県議会において議決のあった、第153号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期居組トンネル（仮称）建設工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

いぐみ
一般国道178号浜坂道路Ⅱ期居組トンネル（仮称）建設工事

2 契約金額の変更

| すでに議決のあった金額 | 今回変更しようとする金額 | 増額 |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 9,116,096,000円 | 9,248,999,100円 | 132,903,100円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |
| 828,736,000円 | 840,818,100円 | 12,082,100円 |

3 契約の相手方

大阪市福島区福島六丁目2番6号
あんどう はざま よしだ かぶもと
安藤・間・吉田・株本特別共同企業体

(代表者)

あんどう はざま ほざま
株式会社安藤・間 大阪支店
かいじゆ
常務執行役員支店長 飯塚 泰人

(構成員)

よしだぐみ
・株式会社吉田組
かぶもとけんせつこうぎょう
代表取締役社長 壺阪 博昭
かぶもとけんせつこうぎょう
・株本建設工業株式会社
かぶもと ひろし
代表取締役社長 株本 寛

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第116号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル(仮称)

建設工事請負契約の変更

第371回兵庫県議会において議決のあった、第71号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル(仮称)建設工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル(仮称)建設工事

2 契約金額の変更

| すでに議決のあった金額 | 今回変更しようとする金額 | 増額 |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 8,481,004,400円 | 8,504,151,700円 | 23,147,300円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |
| 771,000,400円 | 773,104,700円 | 2,104,300円 |

3 契約の相手方

神戸市中央区下山手通3丁目12番1号
大成・ノバック・窪田特別共同企業体

(代表者)

大成建設株式会社神戸支店

支店長 櫻井 信一

(構成員)

・株式会社ノバック

代表取締役社長 天谷 敏博

・窪田工業株式会社

代表取締役 窪田 昌実

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)の運用に基づき、契約金額を増額する。

かみみなとがわこうそう
第117号議案 上湊川高層住宅高層住宅耐震等改修建築工事請負契約の変更

第364回兵庫県議会において議決のあった、第97号議案 上湊川高層住宅高層住宅耐震等改修建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

上湊川高層住宅高層住宅耐震等改修建築工事

2 契約金額の変更

| すでに議決のあった金額 | 今回変更しようとする金額 | 増額 |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 2,158,127,400円 | 2,414,473,600円 | 256,346,200円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |
| 196,193,400円 | 219,497,600円 | 23,304,200円 |

3 契約の相手方

神戸市中央区磯辺通一丁目1番18号
むらもと よしづみ
村本・吉住特別共同企業体

(代表者)

むらもとけんせつ
村本建設株式会社神戸営業所
かたやま せいいち
所長 片山 整一

(構成員)

よしづみこうむてん
株式会社吉住工務店
よしづみ まさき
代表取締役 吉住 正基

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第118号議案 兵庫県立但馬地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外機械設備工事請負契約の変更

第371回兵庫県議会において議決のあった、第74号議案 兵庫県立但馬地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外機械設備工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

兵庫県立但馬地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外機械設備工事

2 契約金額の変更

| すでに議決のあった金額 | 今回変更しようとする金額 | 増額 |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 685,300,000円 | 702,290,600円 | 16,990,600円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |
| 62,300,000円 | 63,844,600円 | 1,544,600円 |

3 契約の相手方

姫路市三左衛門堀東の町14番地

テラマエ・片岡特別共同企業体

(代表者)

テラマエ設備工業株式会社

代表取締役社長 田中 清徳

(構成員)

片岡工業株式会社

代表取締役社長 片岡 輝嘉

4 変更の理由

「令和7年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」（令和7年2月25日土木部長通知）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第120号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第1・第2トンネル（仮称）建設工事請負契約の締結

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第1・第2トンネル（仮称）建設工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第1・第2トンネル（仮称）建設工事

2 契約金額

6,524,364,000円

3 契約の相手方

神戸市中央区下山手通三丁目12番1号
大成・ノバック・中兵庫特別共同企業体

（代表者）

大成建設株式会社神戸支店

支店長 櫻井 信一

（構成員）

・株式会社ノバック

代表取締役社長 大谷 敏博

・中兵庫建設株式会社

代表取締役 宮城 和幸

4 工事の概要

（1）施工場所

美方郡新温泉町柄谷～諸寄

（2）工事内容

施工延長 L=3,023m 幅員 W=7.0(12.0)m

（3）工期

令和10年6月30日限り

5 入札の状況

（1）入札方式

一般競争入札（総合評価落札方式）

※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

（2）入札参加者数

9者（ほか辞退1者）

（3）最低入札金額

6,524,364,000円

（4）最高入札金額

6,524,364,000円

第121号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期^{とちだに} 梶谷高架橋（仮称）上部工事請負契約の締結

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期^{とちだに} 梶谷高架橋（仮称）上部工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期^{とちだに} 梶谷高架橋（仮称）上部工事

2 契約金額

1,319,648,000円

3 契約の相手方

大阪市西区立売堀四丁目 2番21号

駒井ハルテック・日本橋梁特別共同企業体

（代表者）

株式会社駒井ハルテック

代表取締役 中村 貴任

（構成員）

日本橋梁株式会社 大阪営業所

所長 大山 浩伸

4 工事の概要

(1) 施工場所

美方郡新温泉町^{とちだに} 梶谷

(2) 工事内容

施工延長 L=251m 幅員 W=7.0(11.65)m

(3) 工期

令和10年3月24日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（総合評価落札方式）

※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

5者

(3) 最低入札金額

1,318,636,000円

(4) 最高入札金額

1,319,956,000円

第129～133号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

| 名 称 | 指 定 管 理 者 | 指 定 の 期 間 |
|---|---|----------------------------|
| 姫路港網干沖小型船 舶係留施設 | 姫路市本町155番地 株式会社ヤマハ藤田 代表取締役 藤田 忠久 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| 〔指定理由〕 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理及び利用者への対応の項目において、実施内容・体制等が具体的かつ詳細に提案されており、現実的かつ有効な内容であったため、適正な管理運営が期待できる。 非常時・緊急時や苦情処理の対応について、近隣で運営する自社マリーナや地元関係者との連携を活かした提案となっており、現場を支援する体制が整っていることから円滑な管理運営が期待できる。 | | |
| 兵庫県立一庫公園 | 明石市明石公園1番27号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 多田 欣也 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| 〔指定理由〕 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然が残された里山公園の意義に対して深い理解と愛着を持っており、「ひとくら炭焼き文化継承」の推進など、地元の文化伝統を重んじた提案のほか、公園の特性を踏まえた里山を守り、また発信していく提案がなされており、これらの着実な実施を期待する。 支出経費が年々増加する見込みの中、段階的に業務量を見直しながら管理運営を行っていく提案がされている。見直しにあたっては、初年度から内容にメリハリをつけ、創意工夫を凝らした持続可能な管理運営を期待する。 | | |
| 兵庫県立有馬富士公 園 | 明石市明石公園1番27号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 多田 欣也 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| 〔指定理由〕 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 参画と協働による公園づくりに対して深い理解と愛着を持っており、「野外音楽フェス」の誘致等、利用者増加に向けた提案のほか、公園の特性を踏まえた子育てに資する提案や、環境の保全に向けた提案がなされており、これらの着実な実施を期待する。 支出経費が年々増加する見込みの中、段階的に業務量を見直しながら管理運営を行っていく提案がされている。見直しにあたっては、初年度から内容にメリハリをつけ、創意工夫を凝らした持続可能な管理運営を期待する。 | | |

| 名 称 | 指 定 管 理 者 | 指定の期間 |
|---|--|----------------------------|
| 兵庫県立尼崎の森中央緑地（スポーツ健康増進施設を除く） | <p>明石市明石公園1番27号 兵協・尼協・阪神共同体 (代表者)</p> <p>公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 多田欣也 (構成員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人尼崎緑化公園協会 理事長 田尻和行 阪神園芸株式会社 代表取締役社長 植村弘 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| [指定理由] | | |
| <ul style="list-style-type: none"> これまでの実績を踏まえた提案内容であり、公園の設置目的を理解し、良好な維持管理を実施していく内容を備えている。特に、1,000haエリア内の企業や運河団体等と連携したにぎわいづくりなど、地域と連携した提案のほか、公園の特性を踏まえた森育成をはじめとする自然環境に良く配慮した提案がなされており、これらの着実な実施が期待できる。 これまでの連携で培ったノウハウの活用により、更なる地域展開や新たな来園者層の獲得、経営健全化に資する収益性のある事業実施を期待する。 | | |
| 兵庫県立丹波並木道中央公園 | <p>丹波市柏原町柏原5600 兵庫丹波の森協会・兵庫県園芸・公園協会共同事業体 (代表者)</p> <p>公益財団法人兵庫丹波の森協会 理事長 酒井隆明 (構成員)</p> <p>公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 多田欣也</p> | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| [指定理由] | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 公園の設置目的を理解し、周辺の自然環境をはじめとした地域資源を十分活用し、良好な維持管理を実施していく内容を備えている。特に、「なみきみちまつり」の企画実施等、地域と協働し、活性化に資する事業の継続的な実施や、公園の特性を踏まえた間伐材を活用した各種提案がなされており、経験の豊富な職員の配置によってこれらの着実な実施が期待できる。 平日や閑散期における更なる来園者層の獲得に向けた、新たな取組の実施についても期待する。 | | |

文 教 関 係

第107号議案 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学の授業料及び入学料の減免申請に係る申請者の負担軽減を図るため、知事がその処理に当たり本人確認情報等及び個人番号を利用することができる事務の範囲について所要の整備を行う。

2 制定の概要

知事が本人確認情報等及び個人番号を利用することができる事務に、兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学における授業料及び入学料の減免に要する費用の支弁に関する事務を追加する（本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例別表第2及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例別表第1関係）。

3 施行期日

公布の日

第111号議案 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 兵庫県立いなみ野特別支援学校及び兵庫県立東はりま特別支援学校に在学する児童及び生徒の増加に対応し、特別支援教育の充実に資するため、新たに兵庫県立かこがわ清流特別支援学校を設置する。
- (2) 兵庫県立むこがわ特別支援学校に聴覚部門が開設されることを踏まえ、兵庫県立こばと聴覚特別支援学校を廃止する。

2 制定の概要

- (1) 兵庫県立特別支援学校を次のとおり設置する（別表関係）。

| 名称 | 位置 | 部 |
|------------------|------|-------------------|
| 兵庫県立かこがわ清流特別支援学校 | 加古川市 | 小学部 中学部 高等部 |

- (2) 兵庫県立こばと聴覚特別支援学校及び当該学校に附置している1歳及び2歳の聴覚障害児に対する保育相談を行うための施設を廃止する（第3条及び別表関係）。

3 施行期日

令和8年1月1日。ただし、2(2)は同年4月1日、2(1)のうち小学部及び中学部に係る部分は同年11月1日。

第134～135号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

| 名 称 | 指 定 管 理 者 | 指定の期間 |
|--|---|----------------------------|
| 兵庫県立奥猪名健康の郷 | 神戸市中央区海岸通6番地 奥猪名みらい創造プロジェクト (代表者) 国際ライフパートナー株式会社 代表取締役 荒谷 明彦 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| 〔指定理由〕 | | |
| <ul style="list-style-type: none">・類似施設の管理運営において十分な実績と必要な能力・技術を有している。・地域住民の利用も多く、住民参画型の地元懇談会の開催等、地域との連携が築けており、安全安心な管理運営が期待できる。・SNS等を活用した利用促進やキャッシュレス決済等の導入による利便性の向上を図っていることについて評価できる。 | | |
| 兵庫県立円山川公苑 | 神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル5階 兵庫県スポーツ協会円山川公苑グループ (代表者) 公益財団法人兵庫県スポーツ協会 理事長 今後 元彦 (構成員) 株式会社加藤商会 代表取締役 加藤 松彦 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |
| 〔指定理由〕 | | |
| <ul style="list-style-type: none">・類似施設の管理運営、スポーツ・文化事業において十分な実績と必要な能力・技術を有している。・公認カヌーインストラクター資格を有する職員の配置や養成を行うなど、安全確保に向けた管理運営が期待できる。・県のウォータースポーツの拠点施設としての役割を果たし、多様な自主事業を展開している点が評価できる。 | | |

質 疑 ・ 質 問 順

(第373回定例会)

| 月 日 | 区 分 | 順序 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------------------|------|---------|-----------|---------|------------|---------|---|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 第 1 日 12月5日 (金) | 代表質問 | (自 民 党) | (維 新 の 会) | (公 明 党) | (ひょうご県民連合) | | |
| 第 2 日 12月8日 (月) | 一般質問 | (自 民 党) | (維 新 の 会) | (公 明 党) | (ひょうご県民連合) | (自 民 党) | |
| 第 3 日 12月9日 (火) | 一般質問 | (自 民 党) | (維 新 の 会) | (自 民 党) | (公 明 党) | (自 民 党) | |

※一般質問については試案

議 席 一 部 變 更 一 覧 表

R7.12.2~

| 議 席 番 号 | | 氏 名 |
|---------|-----|---------|
| 変更前 | 変更後 | |
| 2 | 3 | 久保田 けんじ |
| 3 | 4 | 別府 けんいち |
| 4 | 5 | 中 村 大 輔 |
| 5 | 6 | 鍔 木 良 子 |
| 6 | 7 | 橋 本 成 年 |
| 7 | 8 | 中 田 英 一 |
| 8 | 9 | 前 田 ともき |
| 9 | 10 | 大 塚 公 彦 |
| 10 | 11 | 松 尾 智 美 |
| 11 | 12 | 菅 雄 史 |
| 12 | 13 | 麻 田 寿 美 |
| 13 | 33 | 竹 尾 ともえ |
| 33 | 34 | 天 野 文 夫 |
| 34 | 35 | 伊 藤 勝 正 |
| 35 | 36 | 里 見 孝 枝 |
| 36 | 37 | 小 泉 弘 喜 |

R7.12.2～

議席表

| | | | | | |
|-------|-------|--------|--------|--------|------|
| 75 | 76 | 77 | 78 | 79 | 80 |
| 石井秀武 | 岸口みのる | 高橋みつひろ | 飯島義雄 | 佐藤良憲 | 門隆志 |
| 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 |
| 丸尾まさき | 増山誠 | 大原隼人 | 長崎寛親 | 脇田のりかず | 北村智 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 小林昌彦 | 庄本えつこ | 白井たかひろ | 赤石まさお | なかい隆晃 | 大矢卓志 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| | | 久保田けんじ | 別府けんいち | 中村大輔 | 鍔木良子 |

| | | | | | | | | | |
|--------|--------|-------|------|------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 | 66 |
| 北上あきひと | 迎山志保 | 上野英一 | 島山清史 | 越田浩矢 | 谷井いさお | 岸本かずなお | 白井かずや | 橋秀太郎 | 吉岡たけし |
| 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 |
| 黒田一美 | 小西ひろのり | 竹尾ともえ | 天野文夫 | 伊藤勝正 | 里見孝枝 | 小泉弘喜 | 村岡真夕子 | 北口寛人 | 水田裕一郎 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 橋本成年 | 中田英一 | 前田ともき | 大塚公彦 | 松尾智美 | 菅雄史 | 麻田寿美 | 太田やすふみ | 前井まさき | 大上和則 |

| | | | | | |
|-------|-------|------|---------|------|------|
| 81 | 82 | 83 | 84 | 85 | 86 |
| 山口晋平 | 大豊康臣 | 浜田知昭 | 北川泰寿 | 石川憲幸 | 山本敏信 |
| 67 | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 |
| 谷口俊介 | 奥谷謙一 | 松本裕一 | 伊藤栄介 | 松本隆弘 | 長岡壯壽 |
| 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 |
| 北浜みどり | 大前はるよ | 伊藤傑 | 北野実 | 内藤兵衛 | 藤本百男 |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 風早ひさお | 長瀬たけし | 富山恵二 | 戸井田ゆうすけ | 岡つよし | |

演壇

演壇

議長 局長